

## 「第6期郡山市障がい者福祉プラン（案）」にお寄せいただいた御意見等と本市の考え方

受付番号	御意見	本市の考え方
1	<p>こころのバリアフリーの視点から、プラン全体の文言を吟味してください。例を2つあげますので、ここから始めてください。</p> <p>① p.38【市民と障がい者の交流】</p> <p>「この言葉の使い方は不適切なのではないか」と、事業の担当者はもちろん、障がい福祉課、市役所全体として気づいてほしいと思います。今までも今回のプラン（案）でも意見が出なかったとしたら、こころのバリアフリーなどについて研修を重ねてください。このプランを具現化しようとしているひとりひとりがきめ細かく配慮できるようになってほしいのです。障がい福祉という視点から市行政を見つめ直すことによって、全市民にとってすみやすいまちになっていくと思います。</p> <p>② p.38、p.39【障がい者と健常者がともに楽しめる事業】</p> <p>私たちの多くは病気やけが、加齢などによって思うように動けなくなる日が来ます。今、障がいがない、あるいは目立たないのであって、健常ではないのです。この視点から入れば、こころのバリアフリーが考えやすいのではないのでしょうか。まず、健常者という言葉を使わないようにしてみてください。</p> <p>こころのバリアフリーに関連して【学校における福祉に関する教育】では「障がいのあるなしにかかわらず、ひとりひとりが大切な存在であること、困ったときには福祉の制度が利用できること」を伝えられるといいと思います。きょうだい児やヤングケアラーにも届くようお願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、障がいの有る方と無い方を区別することこそが不適切、すなわち差別であるということだと理解いたしました。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正いたします。</p> <p>①施策の内容を以下のように変更</p> <p>「障がい者スポーツ・レクリエーション交流を推進し、市民間の相互理解を深めると共に、障がい者が参加しやすい環境づくりと社会参加の機会の獲得に努めます。」</p> <p>②「障がい者と健常者がともに楽しめる事業」→「障がいの有無に関わらず、ともに楽しめる事業」</p> <p>なお、第6期郡山市障がい者福祉プランにおいては、こころのバリアフリーに関連する施策として、公共サービス従事者に対する理解の促進を位置付けており、市職員等をはじめとする公共サービス従事者を対象に、障がい及び障がい者の福祉についての関心と理解を深めるための研修及び啓発を図ることとしております。</p> <p>また、きょうだい児等への支援については、第5節-第2-1 教育施策の充実における「きょうだい児等への配慮」において取り組んでまいります。</p>

2	<p>p.37【2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され】とありますが、開催は2021年です。</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
3	<p>【障がい】については法律など漢字で表さなければならないところ以外はひらがなになっていて、よいと思います。そのことについてプランの冒頭に明記してはどうでしょう。また、p.49【放課後等デイサービスの充実 重症心身障害児に対応した】となっていますが、ここは【障がい】にできるのではないのでしょうか。この視点から、全文を見直してください。</p>	<p>御意見のとおり、「障がい」のひらがな表記について、冒頭に明記すると共に、その他表記の見直しを検討します。</p>
4	<p>障がい者助成制度に関して（下肢） 全ての助成が障害者手帳2級以上でないと対象外とされる。助成が必要な障がい者が相談に行っても規定だから無理。規定は必要だが、柔軟な対応が必要だと思う。</p>	<p>障がい者に対する助成制度については、障がいの程度に応じて異なるものでありますが、下肢に障がいのある方に対しての助成において、3級以下の方が対象となる助成もありますので、周知に努めてまいります。</p>
5	<p>思いやり駐車許可証に関して 今現在、下肢障がいの全ての等級に対して発行しているがこれこそ障がい者手帳3級（下肢）までにし、その他は柔軟に対応するべきです。歩行可能な下肢障がい者にも発行しているので本当に必要な障がい者が利用できない状況が発生している。</p>	<p>思いやり駐車場利用制度は、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保しやすくすることを目的に福島県が実施している制度です。いただいたご意見については、県の制度担当課へお伝えいたします。</p>
6	<p>障がい者高速道路割引制度について 今までは自己所有の車にしか対応していなかったが、2023年3月からそれ以外の車両でも適用になった事は大進歩だと思うが、利用方法が手帳を提示して支払いに限るとなっているが、ETC利用の場合は申請をして自己所有の車でしか適用されず昨今高速道路はスマートインターチェンジが主流で時代に合っていない。申請時に障がい者手帳とETCカードを提出しているのだから、ETCカード情報に障がい者情報を紐づければいいだけで利用幅が絶大にあると考えます。</p>	<p>有料道路の障がい者割引制度は全国の高速道路事業者が、障がい者の自立と社会経済活動への参加を支援することを目的に行われているものであります。いただいたご意見については、実施主体にお伝えいたします。</p>